

目次

第1章 総説

第1節 強制執行の種類	2
I 総説	2
II 強制執行手続に関する基本的な考え方	3
III 物の引渡債務、代替的な作為・不作為義務についての間接強制	3
IV 金銭債務についての間接強制	4
V 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制と履行勧告等の制度との関係	5
1 履行勧告・履行命令の制度	5
2 履行命令等と間接強制の違い	7
VI 間接強制の対象とならないもの	7
VII 意思表示の擬制	8
VIII 平成15年法律134号および平成16年法律152号の法改正後の強制執行の基本構造	9
IX 子の引渡しの強制執行	10
1 子の引渡しの強制執行の根拠	10
2 子の引渡しの強制執行の手続	10
3 直接的な強制執行の申立ての要件	11
4 直接的な強制執行の実施	11
(1) 直接的な強制執行における執行官の権限等	11
(2) 直接的な強制執行実施の要件	12

(3) 直接的な強制執行実施の場所	12
(4) 直接的な強制執行実施における執行官の子に対する威力 の行使の可否	12
(5) 子の心身への配慮	13
<b>X 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する 法律に伴う子の返還の強制執行等</b>	13
1 国際的な子の返還の裁判手続・強制執行手続の制定	13
2 国際的な子の返還の強制執行手続の見直し	14
(1) 国際的な子の返還の代替執行の申立ての要件の見直し	14
(2) 子の開放実施のための条件の見直し	15
(3) 子の返還の代替執行における執行の場所に関する規律 の見直し	15
(4) 子の返還の代替執行における子の心身への配慮	16
<b>XI 間接強制と他の執行方法の併用</b>	16
1 総説	16
2 間接強制と他の執行方法の並行申立て	17
3 間接強制金発生の終期～間接強制手続と他の執行手続の 関係	17
(1) 間接強制と代替執行の併用の場合	17
(2) 間接強制と物の引渡し等の直接強制の併用の場合	18
(3) 間接強制と扶養義務等に係る金銭債権についての債務 者の財産に対する直接強制の併用の場合	18
〈図表1〉 強制執行の種類	20
<b>第2節 仮処分の執行</b>	21
<b>I 作為または不作為を命ずる仮処分の場合</b>	21
<b>II 意思表示擬制の執行の場合</b>	21

第3節 強制執行の具体例（裁判例の整理）	22
I 代替的作為義務の具体的事例	23
1 代替執行が認められた事例	23
(1) 建物の取去義務	23
(ア) 仮処分	24
(イ) 競売での地上建物が存在することによる減価と代替執行費用支払い	24
(ウ) 抗告理由	25
(エ) 取去命令における目的物の訂正補充	26
(オ) 債務名義上の取去対象建物の表示（特定）と代替執行の有無およびその範囲	26
(カ) 建物の共有と取去命令	28
(キ) 取去対象建物と敷地	29
(ク) 建物の一部取去	29
(ケ) 建物取去土地明渡しを命ずる債務名義と建物占有者の退去	30
(コ) 債務名義の定めに従って付属建物を債務者所有として発せられた取去命令	31
(サ) 第三者を授權決定の作為実施者とする授權決定と執行官による作為の実施	31
(2) 土地の工作物等の撤去義務	31
(3) 土地上に存する生立木の取去義務	32
(4) 建物内に設置しているクーラーを使用できるように当該建物の外壁にあるクーラー用電源スイッチを入れる義務	32
(5) 単に事態の真相を告白して陳謝の意を表明する程度の謝罪広告を新聞紙に掲載する義務	32
2 代替執行が認められなかった事例	33

II 義務違反物除去等の具体的事例	33
1 代替執行が認められた事例	34
(1) 土地の現状変更禁止の仮処分にして反して築造された当該 土地上の建築物等除去の代替執行	34
(2) 表示使用禁止の判決に基づき、義務違反物であるビル 屋上の禁止された表示がなされている看板について、不 作為義務違反物除去の授權決定がなされた事例	34
(3) 一定以上の騒音等の沿線居住地への侵入禁止判決に基 づく強制執行	35
(4) 道路を供用することにより、二酸化窒素、浮遊粒子状 物質につき所定の濃度を超える濃度の排出禁止の差止判 決に基づく強制執行	35
2 代替執行が認められなかった事例	36
III 間接強制の具体的事例	36
1 不代替的作為義務の場合	36
(1) 書類等の閲覧謄写命令に基づく間接強制	36
(2) 会社に対して労働組合側と誠実に団体交渉をすること を命じた仮処分に基づく間接強制	36
(3) 卒業生の卒業校に対する卒業証明書等の交付請求につ いての間接強制	37
(4) 居住用建物の建築義務について、建物の設計・費用等 につき特定がないとして、代替執行は相当でなく、間接 強制が許されるとした事例	37
(5) 謝罪広告を名誉毀損をした当該特定の雑誌に掲載する ことの強制執行としては間接強制の方法によるほかない とした事例	37
(6) 謝罪広告をマンション管理組合発行の報告書および同 組合管理マンション入口揭示場に掲載することについて	

の間接強制	37
(7) 堤防の排水門を開放して5年間開放を継続せよとの確定判決および堤防の排水門を開放してはならないとの仮処分決定に基づく間接強制	37
2 不作為義務の場合	38
(1) 建築妨害禁止の仮処分決定に基づく間接強制	38
(2) 暴力団組事務所としての建物使用禁止の仮処分決定に基づく間接強制	39
(3) 文書の配布行為等禁止の債務名義に基づく間接強制	39
(4) 音楽著作物をキャバレー等の営業に使用してはならないとの仮処分に基づく間接強制	39
(5) 賃借人の賃貸人に対する門扉閉鎖禁止の仮処分に基づく間接強制	40
(6) 一定以上の騒音等の沿線居住地への侵入禁止判決に基づく強制執行	40
(7) 道路を供用することにより、二酸化窒素、浮遊粒子状物質につき所定の濃度を超える濃度の排出禁止の差止判決に基づく強制執行	41
(8) 敷引特約条項の意思表示をしてはならない旨の債務名義による間接強制	42
(9) 契約上の年会費不徴収約定に基づく会員に対する年会費徴収行為差止め違反した場合の間接強制	42
3 他の執行方法が執行不能となった場合の間接強制	43
(1) 不作為義務の義務違反物除去の代替執行が執行不能となった場合の間接強制	43
4 子の引渡し・面会交流の強制執行	43
(1) 子の引渡しの強制執行	43
(ア) 家事審判上の請求	43

(イ) 民事通常訴訟	47
(ウ) 人身保護請求	47
(2) 面会交流の強制執行	48
(ア) 間接強制認容事例	48
(イ) 間接強制否定事例	50
5 間接強制が認められなかった事例	52
6 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制の場合	54
7 間接強制決定に基づく取立金銭の不当利得返還請求	55
<b>IV 意思表示擬制の具体例</b>	55
1 意思表示の擬制が認められたもの	55
(1) 判決・和解等に基づくもの	55
(ア) 登記手続請求	55
(イ) 知事の許可を効力発生要件とする農地売買契約を締結した場合における知事に対する許可申請手続請求	58
(ウ) 建築基準法42条1項5号による道路位置指定に必要な土地所有者の承諾の請求	58
(エ) 神社本教主管に対する代表役員の代務者任命の意思表示請求	58
(2) 仮処分に基づくもの	58
(ア) 私立大学生の復学許可の意思表示を求める仮処分	58
2 意思表示の擬制が認められなかったもの	59
(1) 調停における請求を認諾する旨の意思表示	59

## 第2章 代替執行

第1節 管轄裁判所	62
〈図表2〉 代替執行事件の管轄裁判所一覧表	62

第2節 代替的作為義務の強制執行	65
Ⅰ 総説	65
Ⅱ 申立手続	66
1 申立方法	66
【書式1】 建物収去命令申立書（作為実施者＝執行官）	67
[書式1－記載例]	69
【書式2】 建物収去命令申立書（作為実施者＝第三者）	71
[書式2－記載例]	72
2 申立書の記載事項	73
(1) 債権者および債務者の氏名または名称および住所並びに 代理人の氏名および住所	73
(2) 債務名義の表示	73
(3) 求める裁判（民執規21条5号）＝申立ての趣旨	73
ア 作為内容の特定	73
イ 作為実施者の特定	74
(4) 申立ての理由	74
ア 記載すべき事項	74
イ 記載する必要がない事項	74
(5) 添付書類	75
(6) 作成年月日	75
(7) 裁判所の表示	75
(8) 作成者の記名押印	75
3 手数料	75
4 添付書類等	75
(1) 申立書副本	75
(2) 執行力ある債務名義正本	75
(3) 執行力ある債務名義正本の送達証明書	76

【書式3】 債務名義についての送達証明申請書	77
[書式3-記載例] (判決)	78
(4) その他の執行開始要件の証明文書	79
(ア) 立担保の場合	79
(イ) 引換給付の場合	79
(ウ) 代償請求の場合	79
(5) 執行力ある債務名義正本の確定証明書	79
【書式4】 債務名義についての確定証明申請書 (家事審判)	80
[書式4-記載例]	81
(6) 建物登記事項証明書	82
(7) 固定資産評価証明書	82
(8) 委任状	82
(ア) 委任状の添付	82
(イ) 代理人許可	82
【書式5】 建物収去命令申立事件の委任状 (弁護士)	85
[書式5-記載例]	86
【書式6】 建物収去命令申立事件の代理人許可申立書	87
[書式6-記載例]	88
【書式7】 職員証明書 (代替執行・間接強制用)	89
[書式7-記載例]	90
【書式8】 建物収去命令申立事件の委任状 (許可代理人)	91
[書式8-記載例]	92
(9) 資格証明書	93
(10) 当事者目録、物件目録	93
(11) 郵便切手等	93
5 受付	94
6 仮処分命令に基づく執行の執行期間	94
(1) 総説	94



(2) 代替的作為を命ずる仮処分の場合	95
(3) 授權決定の内容を含む代替的作為を命ずる仮処分の場合	95
(4) 不作為を命ずる仮処分の場合	95
<b>III 代替執行の費用</b>	96
1 代替執行の費用の種類	96
(1) 授權決定に必要な費用〔授權決定費用〕	96
(2) 授權決定に基づく作為実施に必要な費用〔作為実施費用〕	96
2 代替執行費用支払いの申立手続	97
(1) 総説	97
(2) 申立ての方法	97
【書式9】 代替執行費用支払の申立書	99
〔書式9－記載例〕	101
(3) 申立ての時期	103
3 代替執行費用支払申立ての受付	103
<b>IV 審理手続</b>	103
1 授權決定	103
(1) 審理手続	103
(ア) 債務者審尋	103
(イ) その他の審理手続	104
【書式10】 審尋期日決定（代替執行・間接強制用）	105
〔書式10－記載例〕	106
【書式11】 審尋期日呼出状（代替執行用）	107
〔書式11－記載例〕	108
【書式12】 審尋書（代替執行用）	109
〔書式12－記載例〕	110
(2) 授權決定の発令要件	111
(ア) 要件となるもの	111
(イ) 問題となるもの	112

(3) 問題となる事例	112
(ア) 建物取去文言のない土地明渡しのための債務名義	112
(イ) 一切の建物を取去して土地を明け渡す旨の債務名義に基づき 授権決定	113
(ウ) 建物の一部の取去	114
(エ) 建物の同一性	114
(オ) 土地の同一性	114
2 費用支払決定	115
<b>V 裁判</b>	115
1 授権決定	115
(1) 申立却下決定	115
(ア) 申立却下決定	115
(イ) 決定の告知	115
【書式13】 授権決定（代替執行）申立却下決定	116
[書式13-記載例]	117
(2) 認容決定	118
(ア) 認容決定（授権決定）	118
(イ) 決定の告知	118
【書式14】 授権決定（作為実施者＝執行官）・費用支払決定	119
[書式14-記載例]	120
【書式15】 授権決定（作為実施者＝執行官）	121
[書式15-記載例]	122
【書式16】 授権決定（作為実施者＝第三者）	123
[書式16-記載例]	124
(3) 不服申立て	125
(ア) 執行抗告の申立方法および申立権者	125
(イ) 執行抗告申立手数料等	125
(ウ) 執行抗告の理由	125

(エ) 執行抗告の受付	125
(オ) 執行停止	126
(カ) 授権決定に対する請求異議の訴え提起の可否	126
2 費用支払決定	126
(1) 申立却下決定	126
(ア) 申立却下決定	126
(イ) 決定の告知	126
(2) 認容決定	126
(ア) 認容決定（費用支払決定）	126
(イ) 決定の告知	127
(3) 不服申立て	127
(ア) 執行抗告の申立方法および申立権者	127
(イ) 執行抗告申立手数料等	127
(ウ) 執行抗告の理由	128
(エ) 執行抗告の受付	128
(オ) 執行停止	128
<b>VI 執行力のある債務名義正本等の還付</b>	128
【書式17】 執行力のある債務名義等還付申請書	129
[書式17-記載例]	130
<b>VII 授権決定に基づく作為の実施</b>	131
1 執行力	131
2 執行文付与の要否	131
(1) 執行文付与の要否	131
(2) 一つの決定で授権決定と代替執行費用支払決定をする場合	131
3 執行官に対する申立手続	132
(1) 執行官に申立てができる事件	132
(ア) 作為実施者が執行官の場合	132
(イ) 作為実施者が第三者の場合	132

【書式18】 授権決定に基づく作為実施の執行官に対する 申立書	133
[書式18-記載例]	134
(2) 申立ての方法	135
(ア) 書面による申立て	135
(イ) 添付書類	135
【書式19】 建物収去命令等の送達証明申請書	137
[書式19-記載例]	138
【書式20】 建物収去命令等に対する抗告なきことの証明 申請書	139
[書式20-記載例]	140
【書式21】 建物収去命令等の確定証明申請書	141
[書式21-記載例]	142
(3) 受付	143
4 抵抗の排除	143
(1) 私人による作為実施の場合	143
(ア) 執行官に対する援助の請求	143
(イ) 債務者宅への立入り・開錠	144
(ウ) 抵抗排除の相手方	144
(2) 執行官による作為実施の場合	144
(ア) 抵抗の排除	144
(イ) 債務者宅への立入り・開錠	144
5 作為の実施	145
(1) 作為の実施	145
(2) 事件の終了	145
(3) 調書の作成	145
(4) 作為実施に対する不服申立て	145
6 授権決定対象収去建物に対する他の執行手続等	146

(1) 授權決定対象収去建物に対する競売・滞納処分による 差押え等	146
(2) 授權決定対象収去建物に対する占有移転禁止仮処分	146
7 授權決定対象収去建物の取壊しにより生じた古材の処分	147
<b>VIII 代替執行費用支払決定の執行</b>	147
<b>IX 執行費用額確定手続</b>	147
1 執行費用	147
2 申立手続	149
(1) 申立手続	149
【書式22】 執行費用額確定処分申立書	150
[書式22－記載例]	151
(2) 添付書類	152
3 受付	153
4 審理および処分手続等	153
(1) 陳述の催告	153
【書式23】 執行費用額確定処分申立事件の催告書	154
[書式23－記載例]	156
(2) 処分	157
【書式24】 代替執行費用額確定処分	158
[書式24－記載例]	159
<b>X 執行停止・取消し</b>	160
1 代替執行手続	160
(1) 執行停止・取消しを求める時的限界について	160
(2) 執行停止・取消しの処理	160
(3) 授權決定に対する執行抗告に伴う執行停止等の仮の処分	161
2 費用支払決定	162
<b>第3節 不作為義務違反物の除去・将来のための適当な処分</b>	163

I 総説	163
II 不作為義務違反物の除去	164
1 申立手続	164
(1) 申立ての方法	164
【書式25】 不作為義務違反物除去申立書（除去者＝執行官）	165
[書式25－記載例]	167
【書式26】 不作為義務違反物除去申立書（除去者＝第三者）	169
[書式26－記載例]	170
(2) 申立書の記載事項	171
(ア) 表題	171
(イ) 申立ての趣旨	171
(ウ) 申立ての理由	171
(エ) その他の記載事項	171
(3) 手数料	171
(4) 添付書類等	171
(5) 受付	172
2 審理手続	172
(1) 審理手続	172
(2) 審理の対象	172
(ア) 審理の対象	172
(イ) 不作為債務の不履行について	172
(3) 債務名義成立時	172
(4) 有形的侵害状態	173
(5) 不作為債務自体が消滅している場合	173
(6) 不服申立て	173
III 将来のための適当な処分	173
1 申立手続	173
2 審理手続	174

(1) 審理手続	174
(2) 審理の対象	174
(3) 将来のための適当な処分の内容	174
(4) 不服申立て	175

## 第3章 間接強制

第1節 代替不能の作為・不作為債務についての間接強制	178
----------------------------	-----

I 総説	178
------	-----

1 間接強制の意義	178
-----------	-----

2 不代替的作為義務	179
------------	-----

(1) 不代替的作為義務	179
--------------	-----

(2) 間接強制の対象となる不代替的作為義務	179
------------------------	-----

(ア) 間接強制の対象となる不代替的作為義務	179
------------------------	-----

(イ) 相反する債務名義が存在する場合の間接強制	180
--------------------------	-----

(ウ) 子との面会交流についての間接強制～給付の特定	181
----------------------------	-----

3 不作為義務	182
---------	-----

(1) 不作為義務の分類	182
--------------	-----

(2) 不作為義務の強制執行	182
----------------	-----

4 制限能力者に対する間接強制	183
-----------------	-----

II 管轄裁判所	184
----------	-----

〈図表3〉 代替不能の作為・不作為債務についての間接強制

事件の管轄裁判所一覧表	184
-------------	-----

III 申立手続	186
----------	-----

1 申立方法	186
--------	-----

【書式27】 間接強制申立書（不代替的作為義務の場合）	187
-----------------------------	-----

[書式27-記載例]	189
------------	-----

<b>【書式28】</b> 間接強制申立書（義務違反物除去等の申立てが できない不作為義務の場合）……………	191
[書式28－記載例] ……………	193
2 申立書の記載事項……………	195
(1) 表題……………	195
(2) 申立ての趣旨……………	195
(3) 申立ての理由……………	195
(4) その他……………	196
3 申立手数料……………	196
4 添付書類等……………	196
(1) 申立書副本……………	196
(2) 執行力ある債務名義正本……………	196
(3) 執行力ある債務名義正本等の送達証明書……………	196
(4) その他の執行開始要件の証明文書……………	197
(5) 執行力ある債務名義正本の確定証明書……………	197
(6) 委任状……………	197
(7) 委任状の添付……………	197
(イ) 代理人許可……………	197
<b>【書式29】</b> 間接強制申立事件の委任状（弁護士）……………	199
[書式29－記載例] ……………	200
<b>【書式30】</b> 間接強制申立事件の代理人許可申立書……………	201
[書式30－記載例] ……………	202
<b>【書式31】</b> 間接強制申立事件の委任状（許可代理人）……………	203
[書式31－記載例] ……………	204
(7) 資格証明書……………	205
(8) 当事者目録……………	205
(9) 郵便切手等……………	205
5 受付……………	206



- 6 仮処分命令に基づく執行の執行期間…………… 206
  - (1) 旧法上の争い…………… 206
  - (2) 執行の着手について…………… 206
    - (ア) 不代替的作為を命ずる仮処分の場合…………… 206
    - (イ) 不作為を命ずる仮処分の場合…………… 207
- IV **審理手続**…………… 207
  - 1 審理手続…………… 207
    - (1) 債務者審尋…………… 207
      - (ア) 債務者審尋…………… 207
      - (イ) 審尋の方法…………… 207
        - 【書式32】 審尋期日呼出状（代替不能の作為・不作為義務  
 についての間接強制用）…………… 209
        - [書式32－記載例] …………… 210
        - 【書式33】 審尋書（間接強制用）…………… 211
        - [書式33－記載例] …………… 212
    - (2) その他の審理手続…………… 213
  - 2 発令要件…………… 213
    - (1) 要件となるもの…………… 213
    - (2) 問題となるもの－債務者の不履行の事実…………… 213
- V **裁判**…………… 215
  - 1 申立却下決定…………… 215
    - (1) 申立却下決定…………… 215
      - 【書式34】 間接強制申立却下決定…………… 216
      - [書式34－記載例] …………… 217
    - (2) 決定の告知…………… 218
  - 2 間接強制決定…………… 218
    - (1) 間接強制決定（支払予告命令）…………… 218
      - (ア) 間接強制決定（支払予告命令）…………… 218

(イ) 支払いの期間、金額等	218
(ウ) 支払いを命じた金額の帰属先	218
(エ) 間接強制決定（支払予告命令）の主文	219
【書式35】 間接強制決定（支払予告命令）（不代替的作為義務の場合）	220
[書式35－記載例]	221
【書式36】 間接強制決定（支払予告命令）（義務違反物除去等の申立てのできない不作為義務の場合）	222
[書式36－記載例]	223
(2) 決定の告知	224
3 不服申立て	224
(1) 執行抗告の申立方法および申立権者	224
(2) 執行抗告申立手数料等	224
(3) 執行抗告の理由	224
(ア) 執行抗告の理由	224
(イ) 金額の過大	225
(ウ) 決定前に義務履行した事実	225
(4) 執行抗告の受付	225
(5) 執行停止	226
(6) 間接強制決定（支払予告命令）に対する請求異議	226
(ア) 異議事由	226
(イ) 決定内容の相当性	226
4 間接強制決定（支払予告命令）の変更	227
(1) 総説	227
(2) 変更の要件（事情の変更）	227
(ア) 事情の変更	227
(イ) 本来の債務の履行	227
(3) 申立手続	227

(ア) 申立ての方法	227
(イ) 手数料	228
(ウ) 申立ての内容	228
(4) 受付	228
(5) 変更決定	228
(6) その他	229
<b>VI 間接強制決定（支払予告命令）の執行</b>	229
1 執行手続	229
(1) 債務名義	229
(2) 執行手続	229
2 執行停止・取消し	230
(1) 間接強制決定（支払予告命令）の執行の停止・取消しの 場合	230
(2) 間接強制の停止・取消しとの関係	231
(ア) 総説	231
(イ) 間接強制手続の取消しの場合	231
(ウ) 間接強制手続の停止の場合	232
3 間接強制決定に基づく取立金銭の不当利得返還請求	233
<b>第2節 物の引渡債務、代替的な作為・不作為義務について     の間接強制</b>	234
【書式37】 間接強制申立書（代替的作為義務の場合）	236
[書式37—記載例]	238
【書式38】 間接強制申立書（義務違反物除去等の申立てが できる不作為義務の場合）	240
[書式38—記載例]	242
【書式39】 間接強制決定（支払予告命令）（代替的作為義 務の場合）	244

[書式39－記載例] .....	245
【書式40】 間接強制決定（支払予告命令）（義務違反物除去等の申立てのできる不作為義務の場合） .....	246
[書式40－記載例] .....	247
<b>第3節 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制</b> .....	248
<b>I 総説</b> .....	248
1 強制執行手続に関する基本的な考え方 .....	248
2 物の引渡債務、代替的な作為義務および不作為義務について の間接強制 .....	248
3 金銭債務についての間接強制 .....	249
4 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制と履行勧告等の の制度との関係 .....	251
(1) 履行勧告・履行命令の制度 .....	251
(2) 履行命令等と間接強制の違い .....	252
<b>II 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制申立手続</b> .....	253
1 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制の申立て .....	253
【書式41】 間接強制申立書（扶養義務等に係る金銭債権の 場合） .....	255
[書式41－記載例] .....	257
【書式42】 扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制 申立書添付の債権者提出申述書 .....	259
2 間接強制の方法による強制執行をすることができる扶養義務等 に係る金銭債権 .....	262
3 扶養義務者等に係る金銭債権についての間接強制の執行裁判所 .....	262
4 申立書の記載事項 .....	263
(1) 表題（「扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制申	

立書」等) .....	263
(2) 申立ての趣旨 .....	263
(3) 申立ての理由 .....	264
(4) その他 .....	264
5 申立手数料 .....	265
6 添付書類等 .....	265
(1) 申立書副本 .....	265
(2) 執行力ある債務名義正本 .....	265
(3) 執行力ある債務名義正本等の送達証明書 .....	265
(4) その他の執行開始要件の証明文書 .....	265
(5) 執行力ある債務名義正本の確定証明書 .....	265
(6) 委任状 .....	266
(7) 代理人許可 .....	266
(8) 資格証明書 .....	266
(9) 郵便切手等 .....	266
7 申立書の受付 .....	267
<b>III 申立てに対する審理手続</b> .....	267
1 債務者審尋 .....	267
【書式43】 審尋期日呼出状（扶養義務等に係る金銭債権に ついての間接強制用） .....	269
[書式43－記載例] .....	270
【書式44】 審尋書（扶養義務等に係る金銭債権についての 間接強制用） .....	271
[書式44－記載例] .....	272
2 その他の審理 .....	273
3 発令の要件 .....	273
(1) 一般的要件 .....	273
(2) 債務者の支払能力 .....	273

(ア) 債務者の支払能力の要件の判断	273
(イ) 債務者が債務の一部を弁済する資力のみを有する場合	275
4 裁 判	275
(1) 申立却下決定	275
(2) 認容決定〔間接強制決定（支払予告命令）〕	276
(ア) 間接強制決定（支払予告命令）	276
(a) 主 文	276
(b) 支払いを命ずる場合のその金額等	276
【書式45】 間接強制決定（支払予告命令）（扶養義務等に 係る金銭債権の場合）	278
〔書式45－記載例〕	279
(イ) 決定の告知	280
IV 間接強制決定（支払予告命令）の変更・取消し	280
1 間接強制決定（支払予告命令）の変更・取消決定	280
2 間接強制決定（支払予告命令）の一部取消しの可否	281
3 間接強制決定（支払予告命令）の変更と取消しの関係	282
4 間接強制決定（支払予告命令）取消申立てに伴う執行停止	283
V 間接強制金等と免責決定	284
1 間接強制金と免責決定	284
2 扶養義務等に係る金銭債権と免責決定との関係	284
第4節 子の引渡義務についての間接強制	286
I 子の引渡しの強制執行の根拠	286
II 子の引渡義務についての間接強制の管轄裁判所	287
III 子の引渡義務についての間接強制申立手続	287
1 子の引渡義務についての間接強制申立方法	287
2 子の引渡義務についての間接強制申立書の記載事項	287
(1) 表 題	287

(2) 債権者および債務者の氏名または名称および住所並びに 代理人の氏名および住所(民執規157条1項柱書・21条1号)、 子の氏名(民執規157条1項1号)……………	287
(3) 申立ての趣旨……………	288
(4) 申立ての理由……………	288
【書式46】 間接強制申立書(子の引渡義務の場合)……………	289
[書式46-記載例]……………	292
3 子の引渡義務についての間接強制の申立手数料……………	295
4 子の引渡義務についての間接強制申立書の添付書類等……………	295
(1) 申立書副本……………	295
(2) 執行力ある債務名義正本……………	295
(3) 執行力ある債務名義正本等の送達証明書……………	295
(4) 執行力ある債務名義正本の確定証明書……………	295
(5) 委任状……………	295
(6) 郵便切手等……………	296
IV 子の引渡義務についての間接強制申立てに対する審理手続……………	296
1 債務者審尋……………	296
【書式47】 審尋期日呼出状(子の引渡義務についての間接 強制用)……………	297
[書式47-記載例]……………	298
【書式48】 審尋書(子の引渡義務についての間接強制用)……………	299
[書式48-記載例]……………	300
2 裁判……………	301
【書式49】 間接強制決定支払予告命令(子の引渡義務につ いての間接強制の場合)……………	302
[書式49-記載例]……………	303
V 子の引渡義務についての間接強制決定(支払予告命令)の変更……………	304

## 第4章 意思表示の擬制

I	総説	306
1	総説	306
2	執行文の必要性	306
3	執行文付与機関	307
(1)	総説	307
(2)	事件記録の存する裁判所	308
II	債務名義の種類	309
1	給付を命ずる債務名義	309
2	債務名義の種類	309
(1)	該当するもの	309
(2)	該当しないもの	311
III	意思表示等の範囲	313
1	法律効果を伴う意思表示	313
2	債務者の現実の行為を要する意思表示	314
3	第三者に対する意思表示、公法上の意思表示	314
4	訴訟行為（訴訟法上の意思表示）	314
(1)	総説	314
(2)	民事執行および民事保全事件の場合	315
IV	意思表示擬制の効果	315
1	擬制の時点	315
(1)	単純な意思表示の場合	315
(ア)	総説	315
(イ)	確定した執行判決のある外国裁判所の判決または確定した執行決定のある仲裁判断の場合	315
(2)	和解調書等の場合	316



(3) 意思表示が確定期限の到来に係るとき	316
(4) 意思表示が民事執行法173条1項但書に係るとき	316
(ア) 総説	316
(イ) 執行文付与を命ずる判決が確定した場合	317
(ウ) 選択権行使の場合	317
(5) その他	317
(ア) 意思表示が代償請求のとき	317
(イ) 意思表示の執行が立担保を条件とするとき	318
2 擬制の内容	318
(1) 表白・発信の擬制	318
(ア) 表白・発信の擬制	318
(イ) 一般的意思表示の到達	318
(ウ) 意思表示が契約の申込みの場合	319
(2) 適式・有効な意思表示の擬制	320
(ア) 総説	320
(イ) 制限能力者について	320
(ウ) 代表者の欠缺	321
(エ) 意思表示の目的物に対する処分権の喪失	321
(オ) 要式行為について	321
<b>V 執行方法</b>	<b>323</b>
1 単純な意思表示	323
(1) 総説	323
(2) 登記申請の場合	323
(ア) 総説	323
(イ) 不動産登記法63条の「確定判決」	324
(ウ) 登記申請手続	325
〈図表4〉 登録免許税額算出方法	329
【書式50】 判決による登記申請書	331

[書式50－記載例①]（判決正本の場合）	333
[書式50－記載例②]（和解調書正本の場合）	337
【書式51】 判決についての確定証明申請書	339
[書式51－記載例]	340
【書式52】 登記申請委任状	341
[書式52－記載例]	342
2 確定期限付意思表示	343
(1) 総説	343
(2) 登記申請の場合	343
3 意思表示が債権者の証明すべき事実の到来に係るとき	343
(1) 総説	343
(2) 債権者の証明すべき事実の到来	343
ア 要件	343
イ 具体的事例	344
(3) 条件成就執行文の付与手続	346
ア 総説	346
イ 申立書の記載事項	346
【書式53】 条件成就執行文付与申立書	349
[書式53－記載例①]	350
[書式53－記載例②]	351
【書式54】 執行文付与申請書（単純執行文以外）	352
ウ 添付書類	353
エ 手数料	354
オ 事実の到来の証明方法	355
カ 受付	356
キ 記録への編綴	356
ク 裁判所の措置	356
[執行文記載例1] 請求権の一部について執行文の付与を	

	求める場合	358
	【書式55】 条件成就執行文	359
	[書式55－記載例]	360
	[執行文記載例2] 農地法上の知事の許可を条件とする登記 手続の場合	362
	[執行文記載例3] 停止条件成就後一定期間経過後に登記 手続をすべき場合	362
	[執行文記載例4] 選択権が行使された場合（登記手続）	362
	〈原本付記の様式〉	363
	〈付与拒絶処分の記載例〉	364
	【書式56】 執行文付与拒絶処分	366
	[書式56－記載例]	367
(4)	登記申請の場合	368
	【書式57】 執行文付判決による登記申請書	369
	[書式57－記載例]	371
4	意思表示が債権者の反対給付との引換えに係るとき	373
(1)	総説	373
(2)	執行文付与手続	373
	(ア) 付与申立手続	373
	【書式58】 引換給付の場合の執行文付与申立書	375
	[書式58－記載例①]	376
	[書式58－記載例②]	377
	(イ) 裁判所の措置	378
	【書式59】 引換給付の場合の執行文	379
	[書式59－記載例]	380
	[執行文記載例5] 意思表示が債権者の反対給付との 引換えに係る場合	381
(3)	登記申請の場合	383

(4) その他の執行開始要件について……………	383
5 意思表示が債務者の証明すべき事実のないことに係る時……………	383
(1) 総説……………	383
(2) 執行文付与手続……………	384
(ア) 申立書の記載事項および添付書類……………	384
【書式60】 債務者立証事実の不存在の場合の執行文付与 申立書……………	386
[書式60－記載例]……………	387
(イ) 催告費用……………	388
(ウ) 裁判所の措置……………	388
【書式61】 債務者の立証すべき事実についての催告書……………	390
[書式61－記載例]……………	391
【書式62】 債務者立証事実の不存在の場合の執行文……………	393
[書式62－記載例]……………	394
[執行文記載例6] 意思表示が債務者の証明すべき事実の ないことに係る場合……………	395
(3) 登記申請の場合……………	397
6 承継執行……………	397
(1) 総説……………	397
(2) 一般承継のとき……………	397
(ア) 単純な意思表示および確定期限付意思表示の場合……………	397
【書式63】 相続人による登記申請書……………	399
[書式63－記載例]……………	401
[執行文記載例7] 当事者の承継があった場合……………	407
【書式64】 債務者一般承継の場合の承継執行文付与申立書……………	408
[書式64－記載例]……………	409
【書式65】 債務者一般承継の場合の承継執行文……………	410
[書式65－記載例]……………	411

(イ) 民事執行法177条1項但書所定の事由がある場合	412
【書式66】 民執177条1項但書+債権者一般承継の場合の 執行文付与申立書（先給付+債権者一般承継）	413
[書式66-記載例]	414
【書式67】 民執177条1項但書+一般承継の場合の執行文 （先給付+債権者一般承継）	415
[書式67-記載例]	416
(3) 特定承継のとき	417
(ア) 単純な意思表示および確定期限付意思表示の場合	417
【書式68】 代位による登記申請書	419
[書式68-記載例]	421
【書式69】 債務名義正本交付申請書（判決）	423
[書式69-記載例]	424
<図表5> 債務者特定承継の事例	425
【書式70】 債務者特定承継の場合の承継執行文付与申立書	427
[書式70-記載例]	428
【書式71】 債務者特定承継の場合の承継執行文	429
[書式71-記載例]	430
(イ) 民事執行法177条1項但書所定の事由がある場合	432
【書式72】 民執177条1項但書+債権者特定承継の場合の 執行文付与申立書（先給付+債権者特定承継）	433
[書式72-記載例]	434
【書式73】 民執177条1項但書+特定承継の場合の執行文 （先給付+債権者特定承継）	435
[書式73-記載例]	436
7 その他	437
(1) 執行文および証明文書の送達	437
(2) 意思表示擬制後の任意履行	437

VI 不服申立て	438
1 意思表示擬制前（執行文付与前）の不服申立て	438
(1) 債務者の救済	438
ア 不服申立て	438
イ 執行停止文書の提出	438
(2) 債権者の救済	438
2 執行文付与に対する不服申立て	439
●引用資料●	441
1 昭和29年5月8日民事甲第938号法務省民事局長回答（昭和29年4月19日通商産業省鉱山局長照会）「不動産登記法第27条の解釈について」	442
2 明治33年1月17日民刑局長回答（明治32年12月21日名古屋区裁判所監督判事問合）	442
3 明治35年7月1日民刑第637号民刑局長回答（抄）（明治35年6月14日輪島区裁判所判事問合）	442
4 昭和25年7月6日民事甲第1832号法務省民事局長通達（昭和25年6月20日福島地方法務局長電報照会）「仮執行の宣言を附した判決に基く所有権移転の登記について」	443
5 昭和57年10月26日民三第6326号法務省民事局第三課長回答（昭和57年10月5日宮崎地方法務局長電信照会）「仮処分に基づく抹消登記の囑託の受否について」	444
6 昭和39年8月27日民事甲第2885号法務省民事局長通達（昭和39年5月22日金沢地方法務局長照会）「主文に登記原因の明示のない判決による中間省略登記の可否について」	445
7 昭和34年12月18日民事甲第2842号法務省民事局長回答（昭和34年8月27日名古屋法務局長照会）「判決による登記の登記原因及びその日付の記載方について」	446

目次

8	昭和29年5月8日民事甲第938号法務省民事局長回答（昭和29年4月19日通商産業省鉱山局長照会）「不動産登記法第27条の解釈について」……………	446
9	明治33年9月24日民刑第1390号民刑局長回答（明治33年9月21日福岡地方裁判所長問合）……………	447
10	大正9年3月18日民事第931号民事局長通牒……………	448
11	昭和36年9月15日民事甲第2281号民事局長通達（昭和36年7月19日岐阜地方法務局長照会）「登記申請書に添付書類を記載させることについて」……………	448
12	昭和45年12月8日民事甲第4791号法務省民事局長通達「登録免許税の収納機関に関する取扱いについて」……………	449
13	昭和45年12月8日民事三発第958号法務省民事局第三課長・第四課長依命通知「登記免許税の収納機関に関する取扱いについて」……………	449
14	昭和32年7月29日民事甲第1413号法務省民事局長通達（昭和32年4月12日熊本地方法務局長照会）「調停による登記申請について」……………	450
15	昭和40年6月19日民事甲第1120号法務省民事局長回答（昭和40年2月25日津地方法務局長照会）「農地法による知事の許可を条件とした調停調書に基づく所有権移転登記申請の受否」（抄）……………	450
16	昭和48年11月16日民三第8527号法務省民事局第三課長回答（昭和48年3月23日名古屋弁護士会会長照会）「弁護士法第23条の2による照会について」……………	451
17	昭和22年10月13日民事甲第840号法務省民事局長回答（昭和22年8月14日旭川簡易裁判所判事代行照会）「自作農創設維持地所有権移転に関する件」……………	454
18	昭和32年4月2日民事甲第667号法務省民事局長通達（昭和32年3月9日高知地方法務局長照会）「農地法第3条の許可があった場合の所有権移転登記の登記原因の日付について」……………	455
19	昭和47年1月26日民事三発第76号法務省民事局第三課長電報回答（昭和46年10月29日福岡法務局民事行政部長電報照会）「登記申	

請の意思表示が一定の条件にかかる場合の和解調書と執行文付与の要否について」	456
20 昭和32年5月6日民事甲第738号法務省民事局長通達（昭和32年4月1日東京法務局長照会）「承継執行文の付与ある判決による登記について」	456
21 昭和37年3月8日民事甲第638号法務省民事局長電報回答（昭和36年1月29日和歌山地方法務局長電報照会）「被相続人が売り渡した不動産について売買登記未了のうち遺産分割の登記がなされた場合の売買登記手続について」	457
22 昭和38年12月28日民事甲第3380号法務省民事局長電報回答（昭和38年7月4日松江地方法務局長照会）「判決による登記の取扱い方について」	458
23 昭和44年5月1日民事甲第895号法務省民事局長回答（昭和43年4月19日高知地方法務局長照会）「判決による所有権移転登記申請の受否について」	458
24 昭和23年9月21日民事甲第3010号法務省民事局長通達（昭和23年9月14日復興金融金庫理事長照会）「民法第423条及び不動産登記法第46条の2によって債権者が債務者所有に係る未登記不動産について為す所有権保存登記及びその代位原因立証方法について」	459
25 昭和35年9月30日民事甲第2480号法務省民事局長通達（昭和35年9月12日鹿児島地方法務局長照会）「代位原因を証する書面の添付省略の可否について」	459
26 昭和32年5月6日民事甲第738号法務省民事局長通達（昭和32年4月1日東京法務局長照会）「承継執行文の付与ある判決による登記について」	460
・ 著者紹介	462